



6 墨監第 3 2 3 号  
令和 6 年 9 月 1 2 日

墨田区長 山 本 亨 様

墨田区監査委員 浜 田 将 彰  
同 大清水 善 信  
同 小 暮 和 敏  
同 しもむら 緑



#### 令和 5 年度墨田区内部統制評価報告書審査の結果について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定に基づき、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり監査委員意見を付します。

##### 1 審査の対象

令和 5 年度墨田区内部統制評価報告書

##### 2 審査の着眼点

監査委員による令和 5 年度墨田区内部統制評価報告書の審査は、墨田区長が作成した同報告書について、墨田区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

##### 3 審査の実施内容

令和 5 年度墨田区内部統制評価報告書について、墨田区長及び内部統制評価部局から報告を受け、「墨田区監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 3 1 年 3 月総務省)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

##### 4 審査の結果

令和 5 年度墨田区内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

##### 5 備考

区長が内部統制対象事務として取組を指示した「個人情報を取り扱う事務」について、内閣府の個人情報保護委員会への報告を要する漏洩事故が 3 件発生した。当該事故については、既に情報の回収や削除依頼が行われ被害等の報告もないことから、重大な不備には当たらないと判断するが、区政に対する区民の信頼を揺るがせかねない事案である。ついては、今後このような事態を発生させないためにも、内部統制の精度を高め実効性あるものにするよう、なお一層努められたい。

また、全庁的な共通リスクについては、各課においてその認識に差があると思われることから、内部統制を推進する部局においてリーダーシップを発揮して、その感度を高めるなど全庁的な指導強化を更に期待する。